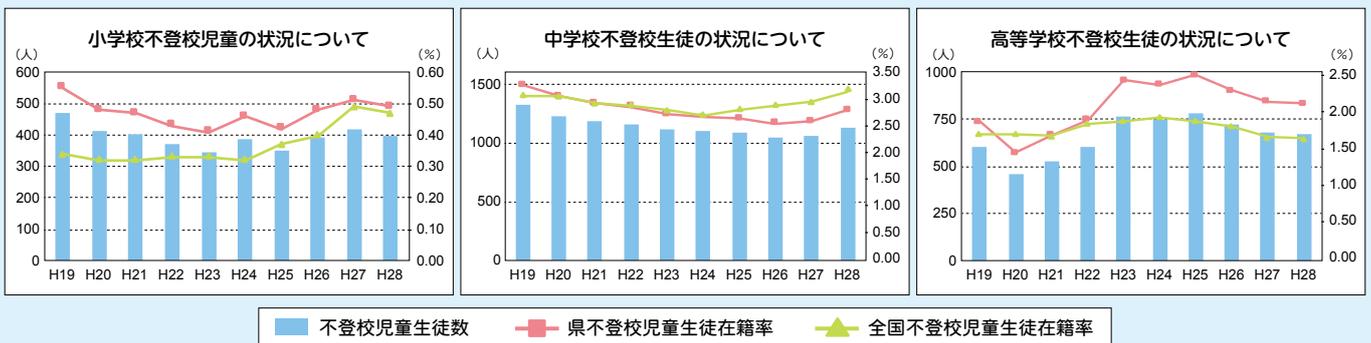


不登校児童生徒への 対応について

本県の公立学校の不登校の状況



小学校の不登校在籍率は、全国値と比較して、高い状況にあります。平成23年度までは減少傾向で推移していましたが、近年やや増加傾向となっています。

中学校の不登校在籍率は、平成22年度以降は全国値を下回っていますが、近年やや増加傾向であり、依然1000人以上の生徒が不登校状況にあります。

高等学校の不登校在籍率は、平成20年度は全国値を下回っていましたが、平成21年度以降全国値より高い状況です。ただし、平成26年度以降は3年連続で減少している状況にあります。

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果より

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、本法律の基本指針の中では、

- ◆全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりの推進
 - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行う
 - ◆支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す
- 等、未然防止から不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方について示されました。

このリーフレットでは、不登校の「未然防止」、「早期発見・早期対応」、「社会的自立・登校に向けた支援」等のポイントを示しましたので、御活用ください。

平成30年3月 改訂

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課
生徒指導・いじめ対策支援室

不登校の未然防止

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの研究によると、不登校数を減らすには新たな不登校を抑制する「未然防止」の取組が不可欠とあります。未然防止の取組として、誰にとっても魅力ある学校であればおのずと新たに不登校となる児童生徒は減り、それに伴い不登校児童生徒数も少なくなります。

☑チェックしてみましょう！児童生徒にとって「魅力ある学校づくり」となっているか

- 自己が大切にされているか
- 自分の存在を認識されていると感じることができているか
- 精神的な充実感を得られる心の居場所となっているか
- 教師や友人との心の結びつきや信頼感の中で、社会性を身に付ける絆づくりの場となっているか
- 学校が大切な意味のある場となっているか

いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

不登校の背景には、いじめ、暴力行為、体罰など人間関係によるものもあります。学校が児童生徒にとって楽しく、安心して通うことができる居場所となるためには、問題行動への毅然とした対応が必要です。また、いじめの解決に向けて、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめ側についても指導とともに支援を行い、社会性を育む取組が必要です。

将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり等

不登校のきっかけや継続理由として、生活リズムの乱れなど生活習慣に起因するものが見られます。「早寝・早起き・朝ごはん」運動の啓発やスマートフォンの使用などについては、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいく必要があります。

また、多くの学校で取り組まれている心理授業は、将来に向けてのメンタルヘルスの基礎を培う視点からも大切です。



居場所づくりと絆づくりには
バランスよく取り組みましょう

児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施

児童生徒が自らの生き方や将来への夢や目的意識を考えるような指導を行うことは、児童生徒が主体的に学校に通う上で大変重要です。一方、学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛となる等、学業不振が不登校のきっかけになることも多いです。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の「合理的配慮の提供」の理解を進め、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援を行うことが重要です。

保護者・地域住民との連携、学校間の連携

学校を児童生徒が安心できる心の居場所や絆づくりの場とするためには、開かれた学校づくりを推進して、社会総がかりで児童生徒を育てていくことが重要です。また、保幼小連携、小中連携、中高連携を進めるなどして、入学・進級時による不登校・行き渋りを防ぐことも大切です。

県教育委員会が平成27年度に行った「大学生から見た学校の役割や取組についての意識調査」の結果によると、学校に通っていた理由で最も多いのは、小・中学校時代では「学校には行くものだと思っていたから」で、高校時代では「友人との関係がよかったから」でした。また、中学校や高校時代では「部活動に打ち込むことができたから」も非常に多い結果でした。

不登校の早期発見・早期対応

日頃から不登校の前兆、子どもの変容を察知するようにしましょう

【不登校リスクへの注意】

- ・行き渋りの状況があった
- ・過去に不登校(長期欠席)を経験している
- ・遅刻、早退を繰り返すようになる
- ・家庭、生活環境の変化があった
- ・友人間でトラブルがあった

1日のスタートは朝の健康観察から

朝の健康観察は、学校保健の観点からだけでなく、子どもの変容を捉えるものとして大切なものです。

※詳細は本冊子「学校全体で行う不登校早期発見のための手立て」を参照

欠席1日目

電話連絡等で確認

子どもや保護者から丁寧に聞きましょう

- 病状、体調、家庭での過ごし方
- 体調や生活面以外で心配なこと、気になること

学校から丁寧に伝えましょう

- 明日の予定、持ち物
- 良くなってほしい気持ち
- 安心して登校できるような声掛け

「早く良くなるといいね。」

「〇〇さんが元気に来てくれると、先生もうれしいな。」

「何か心配なことはない？」



- 無断欠席についても、必ず電話等で確認する〔学級担任が無理な場合は、他の教員が分担する〕
- 子どもの安否が確認できない場合は、緊急連絡先等へ連絡し、学校全体で対応を協議する

欠席3日目

家庭訪問等で確認

家庭訪問をして、直接子どもから聞きましょう

- 病状、体調について
 - ・病院の受診状況、医師の診断等
 - 家庭での過ごし方
 - ・昼夜逆転、不眠等
 - 体調や生活面以外で心配なこと、気になること
 - ・人間関係や学業面での不安
- ※可能な限り保護者から聞き取りをしましょう
- ・本人の様子で気になることや不安はないか
- 必要に応じて保護者に来校をお願いし、学校との連携、協力の方向性について話し合う

【参考】過去に不登校を経験している若者の声より(県教委調査)

「連続して3日程休んだ時に学校や周りの様子が気になった」

「家庭訪問では、自分と向き合おう、つながろうと思って接してほしかった」

「『何で休んでいるんや』、と聞かれるのは嫌だった」

【外部専門家の積極的活用を】

欠席が多い児童生徒に対してSCやSSWを活用している学校は約76%

欠席5〜7日目

校内支援体制の確立

【校内ケース会議によるアセスメントとプランニング(支援計画)】

- ・参加者(担当者)の選定
例: 管理職、学級担任、学年主任、生徒指導主任・主事、教育相談担当(不登校対応コーディネーター)、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員等
※保護者が参画することで支援が進みやすくなることも多くの学校から報告があります
- ・情報と課題を共有する
- ・具体的な支援について検討する
- ・担当者の役割を分担する
- ・再アセスメントに必要な情報を吟味する

【早めのケース会議で子どもを救う】
欠席5〜7日の児童生徒に対して校内ケース会議を行っている学校は約56%

校内ケース会議の進め方 ー学校チーム体制による支援を強化しましょうー

I メンバーが共通認識を図ります《コーディネーターの役割が重要です》

教育相談担当等が中心になって運営します。まずは、①～④について情報を共有します。

- ①子どもが抱えている課題
- ②欠席等の現状・経緯
- ③現在の子どもの様子や家庭状況等
- ④その他、子どもに関すること

その際、出席メンバーが共通認識を持てるように、会議までに「ベースシート」等を作成しておきます。

校内ケース会議までに、旧担任からも情報を得るようにしましょう

II アセスメントをします

「なぜ？どうして？」という視点を持ち、背景・要因を明らかにします。その際、必要なポイントは大きく①～⑥の観点となります。

- ①児童虐待・いじめの疑いについて：広く情報収集をすること
- ②家庭環境について：家族間の関係、経済状況、衣食住の状況等
- ③学校環境について：友人、学習状況、学校生活全般（休み時間、保健室、給食、各授業中、部活動、登下校等）
- ④地域環境について：家族、本人を支える資源の有無
- ⑤本人について：学力、体力、運動能力、性格、発育状況、病気、障害（発達障害）等
- ⑥日常生活について：睡眠時間、起床・就寝時刻、食事、入浴等



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用しましょう

III プランニング(支援計画)をします

アセスメントにより明確になった課題を整理し、具体的な支援を計画します。その際に、本人の強みを見つけ、後押ししながら、できることの幅を広げる支援も重要です。

- ①長期目標・短期目標を明確に！
- ②スモールステップ（段階的）で、簡単にできることの計画
- ③具体的な役割分担
- ④家庭環境・親子関係・本人の課題に対する働きかけの検討
- ⑤保護者、関係機関との連携

○個別支援のあり方

- ・学校が取り組もうとしている支援は「子ども中心」の支援になっていますか。
- ・本人の強みを伸ばしたり、多様性を尊重したりする支援になっていますか。
- ・表出している現象面の背景には、発達障害、学業不振、家族関係等が複雑に絡み合っています。子どもだけではなく、その保護者へのケアも重要となる場合があります。
- ・個別支援計画については、学校と子ども、保護者とが一緒に相談しながら作成することで、より効果的な支援につながります。

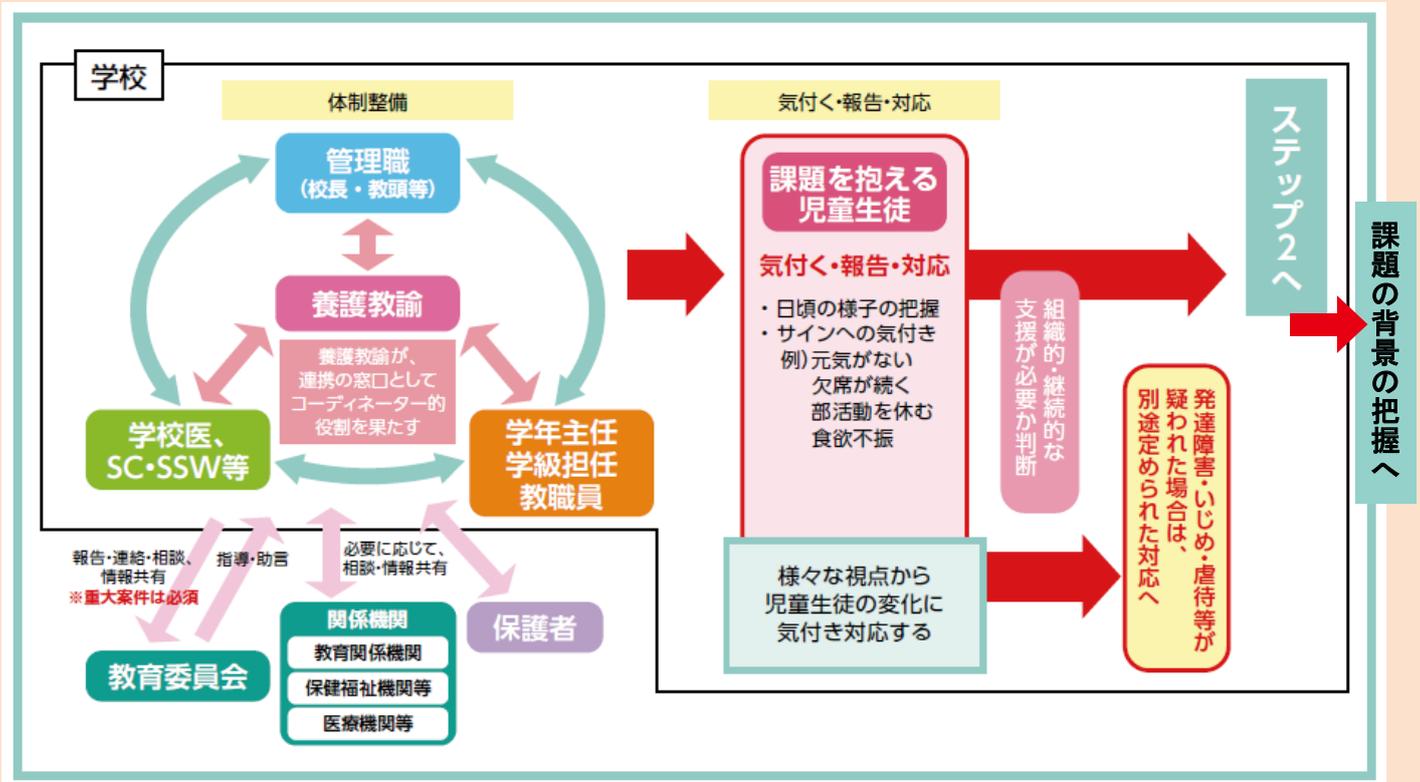
IV 再アセスメント・再プランニングをして支援を継続します

再アセスメントにより新たな課題を整理し、支援計画を修正、再検討します。その際、関係機関の連携先を広げる（変更する）ことも検討します。

学校全体で行う不登校早期発見のための手立て

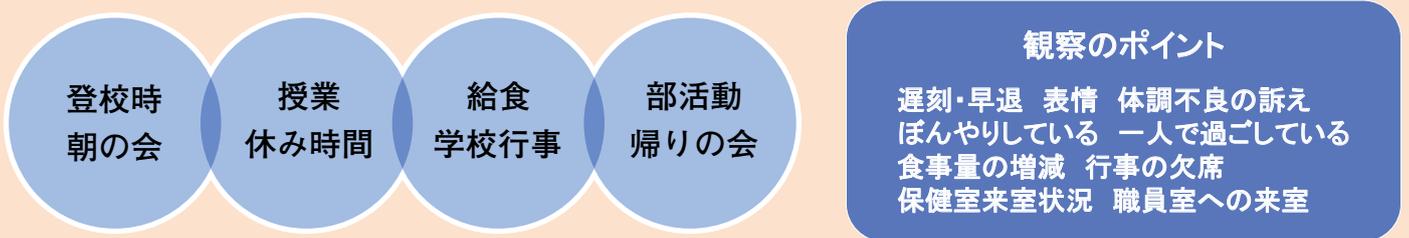
学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方

平成29年3月「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」(文部科学省)一部追加



健康観察

学校における健康観察は、学級担任や養護教諭が中心となり、教職員同士の連携のもとで実施すべきものであることから、全教職員が健康観察の重要性を理解し、共通認識のもとに実施することが重要です。また、子どもたちは時間や場所、場面によって、様々な表情や姿を見せます。そのため、できるだけ多くの機会をとらえて、子どもの心身の状況を把握することが大切です。



全ての教職員は、児童生徒の様々な緊急時に状況の判断と働きかけを適切にできるようにするため、日頃の児童生徒を観察し関わりをもつこと、児童生徒の状況を記録に残し、学年の移行期には確実に引継ぎを行うことが必要です。

「児童生徒理解・教育支援シート」を活用することで、不登校児童生徒の支援に必要な情報を集約し、それに基づく支援計画を学校内や関係機関で共通理解し、適切に引き継ぐことによって、多角的な視野に立った指導体制が構築できるようになります。

【参考】児童生徒理解・教育支援シート(試案)「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(28文科初第770号、平成28年9月14日)」

【記録による連携・引継ぎを！】
不登校傾向の児童生徒の「個別支援計画シート」等を作成している学校は約57%

社会的自立・登校に向けた支援

平成28年度の調査結果によると、不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒は、小学校では36.4%、中学校では51.7%、高等学校では16.4%にのぼり、一旦欠席状態が長期化するとその回復も困難です。不登校の解決に当たっては、「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路の問題」として捉えることが大切です。不登校の児童生徒が一人ひとりの個性を生かして社会へと参加しつつ、充実した人生を過ごすための道筋を築いていく活動への援助が重要です。

担任の関わりの他、保護者との連携や情報共有による組織的対応の効果は大きいです。特に、小学生には家庭との緊密な連携、中学生や高校生には進路の目的が持てるような指導・助言が有効な支援です。

学校と適応指導教室や民間団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら支援を行うことが大切です。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを適応指導教室や民間団体に派遣することも可能です。

例えばこんな支援も：

不登校児童生徒の相談や支援で必要なこととして、「自分の気持ちをはっきり表現したり、人とうまくつきあったりするための方法」についての指導が重要です。

不登校児童生徒に対しても、必要な情報提供は重要です。ICT等を通じた支援も効果的です。

不登校児童生徒一人ひとりに、「児童生徒理解・教育支援シート（文部科学省）」等を作成し、組織的・計画的な支援および切れ目のない支援をしていく必要があります。

関係機関との連携を強化して社会的自立に向けた切れ目のない支援を

◎不登校に関する相談

滋賀県心の教育相談センター

☎ 077-586-8125

◎不登校・ひきこもりや思春期のメンタルヘルスに関する相談

滋賀県子ども・若者総合相談窓口(滋賀県立精神保健福祉センター)

☎ 077-567-5058

◎発達障害等に関する相談

滋賀県総合教育センター

☎ 077-588-2505

◎児童虐待に関する相談

緊急24時間対応(県内全域)虐待ホットライン

☎ 077-562-8996

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちばやく)

中央子ども家庭相談センター

☎ 077-562-1121

彦根子ども家庭相談センター

☎ 0749-24-3741

大津・高島子ども家庭相談センター

☎ 077-548-7768

その他、各市町の福祉事務所

※各市町の関係機関については、各市町教育委員会にお問い合わせください。

不登校の背景にある課題には、発達障害、学業不振、家族関係、精神疾患等が複雑に絡み合っている場合があります。学校だけでこれらの課題の全てを解決することは困難であり、専門的な関係機関との連携が欠かせません。

【参考資料】

学校教員向け 不登校児童生徒への対応について まとめ(平成28年3月、滋賀県不登校対策調査研究会議)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成29年2月14日施行)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針(平成29年3月31日、文部科学省)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(平成28年4月1日施行)

不登校児童生徒への支援に関する最終報告(平成28年7月、不登校に関する調査研究協力者会議)

現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～(平成29年3月、文部科学省)

文部科学省 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-4668